

公聴会の開催について（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、燕弥彦都市計画道路の変更の素案について、次のとおり公聴会を開催する。

令和元年8月23日

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

1 公聴会の日時

令和元年9月24日（火）午後7時から

2 公聴会の開催場所

燕市吉田西太田1934番地

燕市役所 1階 つばめホール

3 事案の概要

別紙「燕弥彦都市計画道路の変更（新潟県決定）」のとおり。

4 素案の縦覧

新潟県三条地域振興局地域整備部計画調整課及び新潟地域振興局地域整備部庶務課行政係、燕市都市整備部都市計画課、新潟市都市政策部都市計画課及び西蒲区役所建設課において、9月4日（水）まで縦覧に供する。

5 公聴会に出席して意見を述べることができる者

燕市と新潟市の住民及び利害関係人

6 公述申出の方法

変更の素案について意見のある者は、公述申出期限までに、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した知事及び燕市長宛の書面を公述申出先へ提出することにより申出を行う。

7 公述申出期限

令和元年9月4日（水）（必着のこと。）

8 公述申出先

(1) 三条市興野1丁目13番45号（〒955-0046）

新潟県三条地域振興局地域整備部計画調整課

電話 0256-36-2308

(2) 新潟市東区竹尾2丁目2番80号（〒950-8716）

新潟県新潟地域振興局地域整備部庶務課行政係

電話 025-273-3183

(3) 燕市吉田西太田1934番地（〒959-0295）

燕市都市整備部都市計画課

電話 0256-77-8263

(4) 新潟市中央区学校町通1番町602番地1（〒951-8550）

新潟市都市政策部都市計画課

電話 025-226-2679

(5) 新潟市西蒲区巻甲2690番地1（〒953-8666）

新潟市西蒲区役所建設課

電話 0256-72-8507

9 公述人の決定

公述人を決定したときは、当該公述人にその旨を通知する。なお、公述申出が多数の場合は、意見の要旨を同じくする者の中からそれぞれ抽選を行い、公述人（最大10名）を決定する。

10 費用負担

公述人の陳述に要する費用は、すべて公述人の負担とする。

11 公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会の開催予定時刻までに、係員の指示に従って公聴会の会場に入室すること。

なお、会場への入室は、午後6時30分から先着順で行い、公聴会の開催予定時刻前であっても、定員の50名になり次第終了する。

12 公聴会の中止

公述の申出が無い場合は、公聴会を開催しない。公聴会の傍聴を希望する者は、開催の有無について、あら

かじめ問合せ先へ確認すること。

13 その他

関連する燕市決定の都市計画道路の変更の素案についても縦覧を行い、公聴会に出席して意見を述べることができる。

14 問合せ先

新潟市中央区新光町4番地1（〒950-8570）

新潟県土木部都市局都市政策課

電話 025-280-5429

燕市都市計画図
燕弥彦都市
計画区域図 [吉田地区]

燕弥彦都市計画道路の変更
(新潟県決定)
総括図

別紙

